別表第１（第２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 開発事業の区分 | 近隣住民等の範囲 |
| 条例第２５条第１項第１号に規定する開発事業 | 事業施行面積が３，０００平方メートル未満の場合 | (1)　開発事業区域の境界から水平距離２０メートル |
| (2)　建築物により冬至日の午前９時から１時間ごとに午後３時までの各時刻に平均地盤面に日影を生じさせる範囲（当該建築物の高さが１０メートルを超える場合に限る。） |
|  | (3)　建築物によりテレビジョン放送の電波の受信障害の影響を受けるおそれのある敷地（当該建築物の高さが第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域にあっては１０メートル、それ以外の地域にあっては１５メートルを超える場合に限る。） |
|  | (4)　建築物の敷地境界から当該建築物の高さの２倍の水平距離 |
| 事業施行面積が３，０００平方メートル以上の場合 | (1)　開発事業区域の境界から水平距離５０メートル |
| (2)　建築物により冬至日の午前９時から１時間ごとに午後３時までの各時刻に平均地盤面に日影を生じさせる範囲（当該建築物の高さが１０メートルを超える場合に限る。） |
|  | (3)　建築物によりテレビジョン放送の電波の受信障害の影響を受けるおそれのある敷地（当該建築物の高さが第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域にあっては１０メートル、それ以外の地域にあっては１５メートルを超える場合に限る。） |
|  | (4)　建築物の敷地境界から当該建築物の高さの２倍の水平距離 |
| 条例第２５条第１項第２号に規定する開発事業 | 延べ床面積が３，０００平方メートル未満の場合 | (1)　開発事業区域の境界から水平距離２０メートル |
| (2)　建築物により冬至日の午前９時から１時間ごとに午後３時までの各時刻に平均地盤面に日影を生じさせる範囲（当該建築物の高さが１０メートルを超える場合に限る。） |
|  | (3)　建築物によりテレビジョン放送の電波の受信障害の影響を受けるおそれのある敷地（当該建築物の高さが第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域にあっては１０メートル、それ以外の地域にあっては１５メートルを超える場合に限る。） |
|  | (4)　建築物の敷地境界から当該建築物の高さの２倍の水平距離 |
| 延べ床面積が３，０００平方メートル以上の場合 | (1)　開発事業区域の境界から水平距離５０メートル |
| (2)　建築物により冬至日の午前９時から１時間ごとに午後３時までの各時刻に平均地盤面に日影を生じさせる範囲（当該建築物の高さが１０メートルを超える場合に限る。） |
|  | (3)　建築物によりテレビジョン放送の電波の受信障害の影響を受けるおそれのある敷地（当該建築物の高さが第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域にあっては１０メートル、それ以外の地域にあっては１５メートルを超える場合に限る。） |
|  | (4)　建築物の敷地境界から当該建築物の高さの２倍の水平距離 |
| 条例第２５条第１項第３号に規定する開発事業 | 事業施行面積が３，０００平方メートル未満の場合 | (1)　開発事業区域の境界から水平距離２０メートル |
| (2)　建築物により冬至日の午前９時から１時間ごとに午後３時までの各時刻に平均地盤面に日影を生じさせる範囲（当該建築物の高さが１０メートルを超える場合に限る。） |
|  | (3)　建築物によりテレビジョン放送の電波の受信障害の影響を受けるおそれのある敷地（当該建築物の高さが第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域にあっては１０メートル、それ以外の地域にあっては１５メートルを超える場合に限る。） |
|  | (4)　建築物の敷地境界から当該建築物の高さの２倍の水平距離 |
| 事業施行面積が３，０００平方メートル以上の場合 | (1)　開発事業区域の境界から水平距離５０メートル |
| (2)　建築物により冬至日の午前９時から１時間ごとに午後３時までの各時刻に平均地盤面に日影を生じさせる範囲（当該建築物の高さが１０メートルを超える場合に限る。） |
|  | (3)　建築物によりテレビジョン放送の電波の受信障害の影響を受けるおそれのある敷地（当該建築物の高さが第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域にあっては１０メートル、それ以外の地域にあっては１５メートルを超える場合に限る。） |
|  | (4)　建築物の敷地境界から当該建築物の高さの２倍の水平距離 |